

第3節 鳥獣保護と有害鳥獣対策の実施【自然環境課・農林水産振興課】

1 鳥獣の現況

本県では、これまでに鳥類 317 種、陸生哺乳類 48 種の分布・生息が記録されており、鳥類の約 4 分の 3 は渡り鳥となっています。越前町（旧織田町）にある環境省鳥類 1 級観測ステーションでは、昭和 48 年から定期的に渡り鳥の標識調査が行われ、日本における渡り鳥研究の上でも重要な役割を果たしています。一方、哺乳類は、本県を連続分布の

西限とするオコジョやニホンカモシカが特徴としてあげられます。

このような野生鳥獣の存在は、本県の自然環境の豊かさを表すバロメーターですが、近年、イノシシやニホンジカなど特定の鳥獣による農林業被害が増大しており、このあつれきをどのようにして解消するかが今後の大きな課題となっています。

2 鳥獣保護区等の指定

県では、鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区、休猟区、特定猟具使用禁止区域および指定猟法禁止区域を指定し、野生鳥獣の適切な保護管理と狩猟の適正化を図っています。これらの指定は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき策定された「福井県鳥獣保護事業計画（平成 24～28 年度は第 11 次）」に沿って、地元住民など利害関係者の理解を得ながら進めています。

表2-1-11 鳥獣保護区等の指定状況（平成24年3月末）

区 分	箇所数	面 積 (ha)
鳥 獣 保 護 区 (うち特別保護地区)	47 (14)	32,785 (1,319)
休 猟 区	4	1,785
特定猟具使用禁止区域	65	27,120
指定猟法禁止区域	2	363
計	118	61,053 (県土面積の15%)

3 狩猟、有害鳥獣捕獲の現況

(1) 狩猟

平成 19 年 4 月 16 日に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が一部改正され、狩猟免許試験の負担を軽減し、農家の免許取得と自衛を促がすために、「網・わな猟免許」が「網猟免許」と「わな猟免許」に区分されました。狩猟は農林水産業や生態系への被害を未然に防止するなど個体数調整の役割も果していますが、狩猟免許所持者の高齢化が

進んでおり、将来的に捕獲の担い手の確保が課題となっています。

鳥獣の違法捕獲や狩猟事故の根絶のため、関係機関や警察と連携して取締りを行っており、特に狩猟期間*1初日は体制を強化しています。

また、狩猟鳥の保護繁殖のため、毎年、人工飼育されたキジを鳥獣保護区等の生息適地に足輪を付けて放鳥しています。

表2-1-12 狩猟免許交付状況（平成24年3月末）

免許区分	所持者	試験合格者数
網 猟	96	3
わ な 猟	944	161
第 一 種 銃 猟	653	27
第 二 種 銃 猟	6	0
計	1,699	191

表2-1-13 狩猟者登録証交付状況（平成23年度）

登録区分	県内者	県外者	計
網 猟	4	1	5
わ な 猟	536	51	587
第 一 種 銃 猟	506	439	945
第 二 種 銃 猟	6	1	7
計	1,052	492	1,544

表2-1-14 狩猟者による鳥獣捕獲数（平成23年度）

鳥 類 名	捕 獲 数	対前年度増減	獣 類 名	捕 獲 数	対前年度増減
カ モ 類	1,854	30	イ ノ シ シ	2,274	△4,790
キ ジ	474	△ 251	ニ ホ ン ジ カ	586	△ 680
ヤ マ ド リ	111	△ 307	ツ キ ノ ワ グ マ	20	△ 10
そ の 他	777	15	そ の 他	51	△ 9
計	3,729	△ 513	計	2,931	△5,498

*1 狩猟期間：11月15日～翌年2月15日（福井県では、特定鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）に限り11月1日から3月15日までとします【ただし、わな猟および止めさしのための銃に限る】）。捕獲できる鳥獣の種類、場所、方法等は法令で細かく規制されています。

(2) 有害鳥獣の捕獲

近年、暖冬による積雪量の減少、農山村地域での過疎化の進行などにより、ニホンジカやイノシシなどが生息域を拡大させ、農林業に大きな被害を与えています。

野生鳥獣に対し、電気柵や追払いなどの被害防除を行っても被害を防止できないときは、許可を得て有害鳥獣として捕獲することができ、県では、有害鳥獣捕獲が迅速かつ適切に行われるよう平成9年4月から許可権限を市町へ委譲しています。また、平成14年度からは市町が実施する有害獣捕獲（大型獣と外来獣が対象）に対して補助制度を設け

ています。その結果、イノシシやニホンジカの捕獲は急増しています。しかし、農業被害は依然として、高い水準で推移しており、防除対策と捕獲の強化が必要となっています。

平成22年度から、県では、本庁に鳥獣害対策室を、各農林総合事務所等に鳥獣害対策推進チームを設け、市町と協力して被害防除と捕獲を適切に組み合わせた総合的な対策を行っています。また、被害地区の組織体制の強化、人づくり、専門家の育成、情報収集分析力の向上、電気柵や捕獲檻の整備拡充、効果的な有害鳥獣捕獲の実施等の総合的な対策を実施しています。

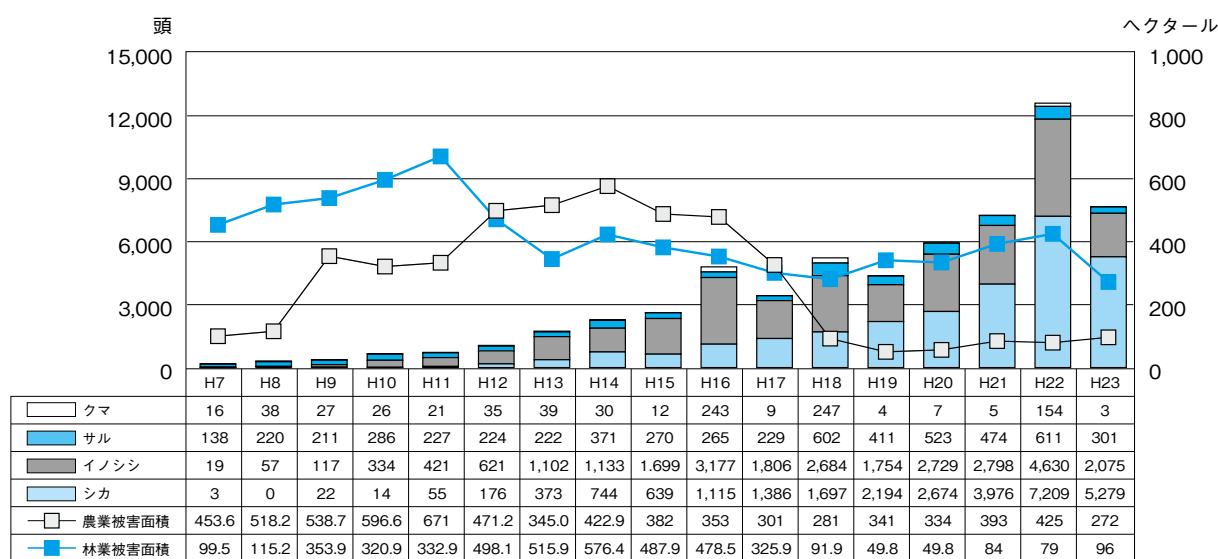


図2-1-15 有害鳥獣捕獲による捕獲頭数と農林業被害面積の推移

4 特定鳥獣の保護管理

(1) ニホンジカ

県では、個体数が著しく増加し、農林業や生態系への被害を発生させているシカの計画的な保護管理を行うため、平成16年9月に「ニホンジカ保護管理計画」を策定しました。平成23年度末現在、嶺南地域の生息密度が依然高く、シカの食圧による森林下層植生の消失が著しいほか、嶺北地域で生息密度が上昇していることから、平成24年10月に第3期計画を策定し、有害捕獲の強化や狩猟規制の緩和等による個体数調整を図っています。

(2) ツキノワグマ

平成16・18・22年度は、秋の奥山のドングリが凶作で多くのクマが山里に出没し、多数の人身被害が発生しましたが、平成23年度は、クマによる人

身事故のない年でした。県では、「ツキノワグマの捕獲に関する取り扱い指針」（平成16年）、「福井県ツキノワグマ人身被害対応マニュアル」（平成17年）および「ツキノワグマ保護管理計画」（平成21年10月）を策定し、人身被害防止とツキノワグマの個体群の安定的な維持を行っています。

(3) イノシシ

平成23年の野生鳥獣による農作物被害額は69.6百万円で、このうちイノシシ被害は、全体の76%を占めており、平成23年の被害は前年よりも減少したものの、依然として農業振興に大きな障害となっています。県では、イノシシ被害の低減を目的に平成22年10月に策定した「イノシシ保護管理計画」等に基づき対策を進めています。